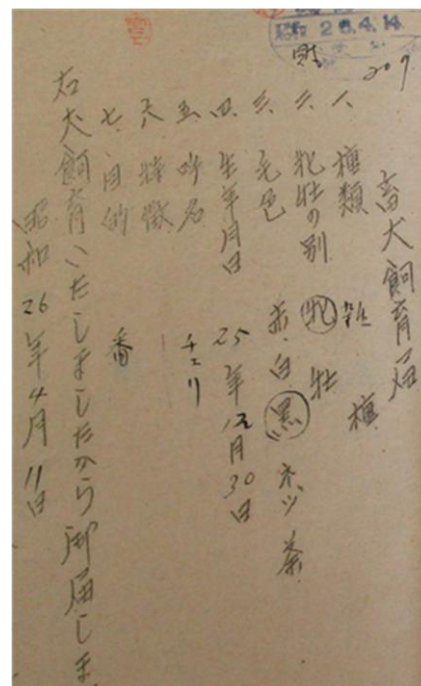
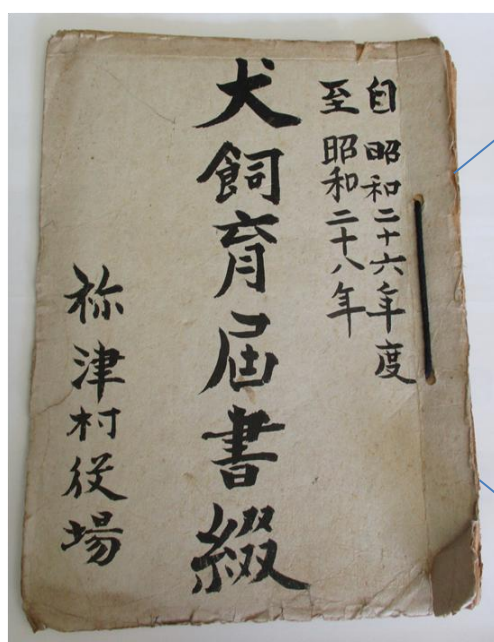




ぶんしょかんつうしん 文書館通信

東御市文書館
vol. 27 号
令和 8 年 8 月発行

☎ 文書館直通 0268 - 67 - 3312
文化スポーツ振興課 直通 0268 - 71 - 0670
✉ メールアドレス bunshokan@city.tomi.nagano.jp



「犬の名は。」

文書館では、旧称津村役場の行政文書のクリーニングと台帳化を進めています。
今回は犬飼育届出書綴（昭和 26～28 年）を紹介します。

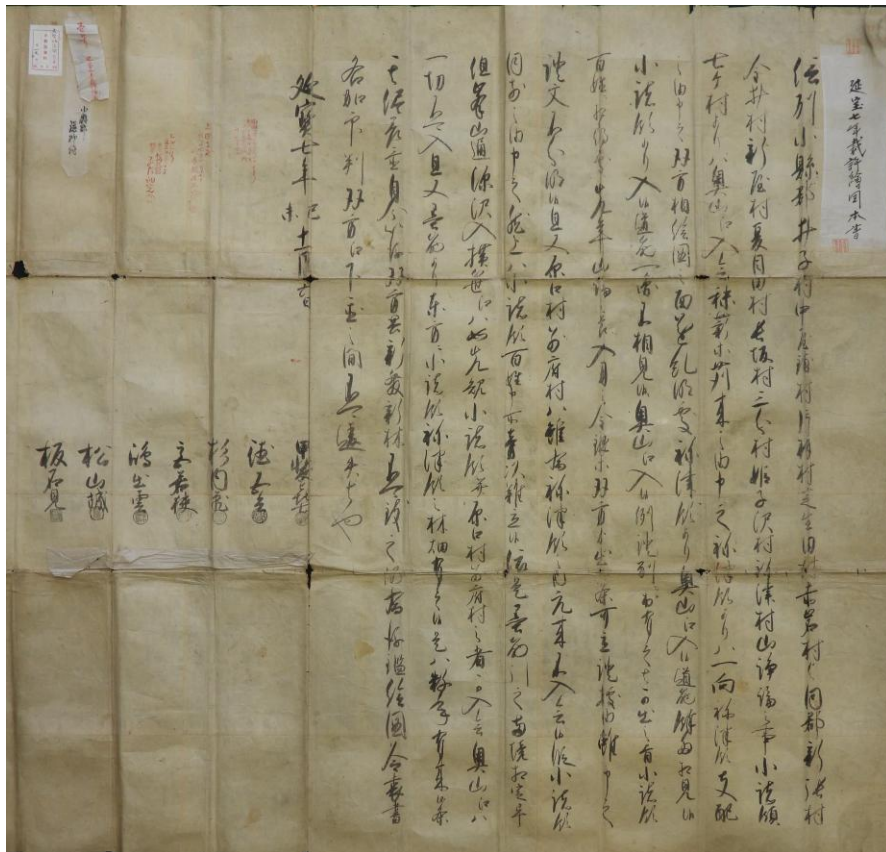


この綴には犬の「飼い主」「種類」「雌雄の別」「毛色(赤、白、黒、ネズ、茶の 5 色)」「生年月日」「呼称」「特徴」などが記されています。綴の 3 年間に登録された 40 頭の内、呼称（名前）の一番多いものが、「ポチ」で 7 頭、「チビ」が 4 頭、「エス」「ペス」「メリー」「カメ」が各 2 頭と続きます。犬種はシェパードが 6 頭、ポインターが 2 頭、日本犬 1 頭で、他は雑種です。ほとんどが番犬です。

さて当時犬に税金がかかっていたことをご存じでしょうか？

この犬税は、犬を保有していることに対して課される法定外普通税で、市町村が総務大臣（犬税があった当時は自治大臣）に許可を受けて課することができる税金でした。

昭和 26 年度自転車荷車税徴収原簿によると、村内では 172 頭の犬が飼育されており、一頭あたり 300 円の犬税が課税されていました。因みに平成 6 年度の称津地区の犬登録数は 242 頭です。



表面に裁許絵図、その裏面に裁許の内容が記されています



大きい絵図文書だね。地名も入っている！

境界相論など図をもって明示する必要がある場合は、裁許絵図と呼ばれる絵図（裏面に判決内容を記す）が作成され、それも裁許状としてみなされました。

延宝七年裁許絵図本書（滋野村役場史料）

滋野村役場に所蔵された古文書で「延宝七年裁許絵図本書」の付箋が貼られ、滋野村長の割り印が押されています。縦 113.5 cm 横 142.5 cm (1 畳ほど) の大きなものです。

この文書は延宝七年（1679）に小諸領の井子村、中屋敷村、片羽村、芝生田村、赤岩村と、祢津領八か村とが、山の入会権で争った際の絵図と裁許（さいきょ）状（じょう）です。表面には境界を示す絵図が描かれています。裏面の裁許状には日付の後に勘定奉行をはじめ7名の署名捺印が成され、江戸幕府の裁定を受けたことがわかります。署名は片苗字（かたみょうじ）と言い、正式な氏名や官職名が一部省略されています。

※裁許（さいきょ）とは、役所や権力者が争い事や申請に対して判断を下し、許可・認可することです。

※山論（さんろん、やまろん）とは、山林・原野など山に関する争論で、日本の江戸時代において盛んに発生しました。

審判の結果は、『小諸領の領民の申し出は絵図や聞き取り調査では立証できない。よって、絵図に領境を墨で定めた。但し、峯山通、深沢入、横笹へは前例どおり小諸領ならびに原口村、別府村の者は入ることができる。しかし、奥山へは一切入っていけない。今回示した領境の東側に両者の林畑があるが、ここ数年来そのような状況なので、そのままにして今後は両者とも林畑の開墾等に手を付けてはいけない』というものでした。

領主から小諸領領民に対して、御救い金（現在でいう給付金）が出されたようです。